

令和3年1月6日

各経済団体 ご担当者 様

北海道経済部労働政策局長

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置等の期限延長について（依頼）

日頃から、道の雇用・労働施策の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記については、これまでも、貴団体傘下団体や加盟事業者等への周知にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、この度、厚生労働省から、下記のとおり期限延長について公表されたので、別添のリーフレットをご活用いただき、貴団体傘下団体や加盟事業者等にこの旨をご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置」について、期限（令和3年1月末）を令和4年1月末まで延長。
- 2 「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」について、事業主が対象となる有給の休暇制度を整備し、労働者に周知する期限（令和2年12月末）及び対象となる休暇の取得期限（令和3年1月末）を、ともに令和3年3月末まで延長（併せて、助成金の申請期限を令和3年5月末まで延長）。
- 3 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に設けている「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」の開設期間を、令和4年1月末まで延長。

【担 当】

雇用労政課働き方改革推進室

就業環境係 村松

電話：011-204-5354